# 約款(LION FX のお客様用)対比表

平成 26 年 5 月 26 日

(青字部分は追加、青字部分は削除箇所)

現行 変更後

約款(Hirose-FX2、Hirose-FX2ミニ、LION FX、HiroseTrader のお客様用)

第2条(自己責任の原則)

第2条(自己責任の原則)

お客様は、本取引を行うにあたっては、本約款の内容を承諾し、本 取引の内容、仕組み及びリスクに関して「店頭外国為替証拠金取引 に係るご注意」、「店頭外国為替証拠金取引に関する事前説明 書」、「取引説明書」、「リスク説明書」、「必要証拠金一覧表」、「信託 保全説明書」(以下、「契約締結前交付書面」といいます。)をよく読 み、内容を十分理解したうえでお客様自らの責任と判断において取 引することに同意するものとします。 お客様は、本取引を行うにあたっては、本約款の内容を承諾し、本取引の内容、仕組み及びリスクに関して「店頭外国為替証拠金取引に係るご注意」、「店頭外国為替証拠金取引に関する事前説明書(LION FX のお客様用)」、「取引説明書(LION FX 個人のお客様用)」、「リスク説明書(LION FX のお客様用)」、「リスク説明書(LION FX のお客様用)」「必要証拠金一覧表(LION FX 個人のお客様用)」、「信託保全説明書(LION FX のお客様用)」、「信託保全説明書(LION FX のお客様用)」、「信託保全説明書(LION FX のお客様用)」、「言託保全説明書(LION FX のお客様用)」(以下、「契約締結前交付書面」といいます。)をよく読み、内容を十分理解したうえでお客様自らの責任と判断において取引することに同意するものとします。

## 第 14 条(証拠金·損益)

本取引において、各証拠金及び損益については、以下のように定 差します

- (1)「取引証拠金」とは、お客様の入出金額に決済損益を加減算したものをいいます。
- (2)「有効証拠金」とは、取引証拠金に評価損益を加減算したものをいいます。
- (3)「必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要な金額をいいます。
- (4)「発注証拠金」とは、未約定注文の必要証拠金に相当する金額をいいます。
- (5)「評価損益」とは、ポジション損益に未決済のスワップポイントを加減算したものをいいます。
- (6)「ポジション損益」とは、未決済ポジションの時価評価額をいいます。
- 2. 前項に定めた各証拠金及び損益と各種取引システムにおける各 証拠金及び損益の対応関係は、以下の表のとおりとします。

## 第 14 条(証拠金·損益)

本取引において、各証拠金及び損益については、以下のように定 義します。

- (1)「<del>取引</del>預託証拠金」とは、お客様の入出金額に決済損益を加減 算したものをいいます。
- (2)「有効証拠金」とは、<del>取引</del>預託証拠金に評価損益を加減算した ものをいいます。
- (3)「必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要な金額をいいます。
- (4)「発注証拠金」とは、未約定注文の必要証拠金に相当する金額をいいます。
- (5)「評価損益」とは、ポジション損益に未決済の未実現スワップ<del>ポイントを加減算したものをいいます。</del>
- (6)「ポジション損益」とは、未決済ポジションの時価評価額をいいます。
- 2. 前項に定めた各証拠金及び損益と各種取引システムにおける各 証拠金及び掲光の対応関係は、以下の妻のとおりにます。

現行		亦	更	谷
元 1]		友	灭	1久

#### 表は削除

統一用語	<del>LION FX</del>	Hirose-FX2(\(\hat{\sigma} = \)	HiroseTrader
取引証拠金	<del>預託証拠金</del>	<del>口座資産</del>	<del>口座残高</del>
有効証拠金	有効証拠金	有効証拠金	純資産
必要証拠金	<del>必要証拠金</del>	取引証拠金	<del>必要証拠金</del>
発注証拠金	<del>発注証拠金</del>	注文中証拠金	<del>なし</del>
評価損益	評価損益	評価損益	評価損益額
ポジション損益	<del>ポジンル 損益</del>	<del>고ポット</del>	<del>なし</del>

## 第16条(取引証拠金の預託)

お客様は、当社と本取引を行うにあたり、本取引から生じるお客様 の当社に対する全ての債務を担保するため、取引証拠金を預託す るものとします。

## 第17条(取引証拠金等の取扱い)

本取引における取引証拠金等の取扱いは、次の各号の定めるところによるものとします。

- (1) 新規の注文を約定させようとする場合、当社の定める必要証拠 金以上の額を取引証拠金として、本取引を行う前に当社が定める方 法により、当社に預託するものとします。
- (2)未決済ポジションの評価損益が有効証拠金へ加減算されることを承諾するものとします。
- (3) 未決済ポジションが決済された場合、ただちに売買差損益金及び取引手数料が取引証拠金に加減算され、スワップポイントは、確定後、取引証拠金に加減算されるものとします。
- (4)当社は、経済事情の激変等に伴い必要証拠金を予告なく変更できるものとし、必要証拠金を変更した場合、お客様の本取引における未決済ポジションの必要証拠金に対しても変更後の必要証拠金が適用されるものとします。

## 第18条(取引証拠金の返還)

当社は、本口座の有効証拠金が当社の定める未決済ポジションの 必要証拠金を超過する場合、取引証拠金の範囲内でお客様から超 過額の全部または一部の返還請求を受けたときは、返還請求日か ら起算して4営業日以内に返還するものとします。

2. お客様は、取引証拠金の返還の取扱いについて、当社が定める 方法により行われることを承諾するものとします。

#### 第20条(ロスカット)

本取引において当社は、お客様の有効証拠金が必要証拠金を下回った場合、お客様へ事前に通知することなく、当社の任意により お客様の計算において、お客様の未決済ポジションを反対売買に より全て決済することができるものとします。

2. 前項により、当社が未決済ポジションを全て決済した結果、ロスカ

## 第 16 条(<del>取引</del>証拠金の預託)

お客様は、当社と本取引を行うにあたり、本取引から生じるお客様の当社に対する全ての債務を担保するため、<del>取引</del>証拠金を預託するものとします。

#### 第17条(取引預託証拠金等の取扱い)

本取引における<del>取引</del>預託証拠金等の取扱いは、次の各号の定める ところによるものとします。

- (1) 新規の注文を約定させようとする場合、本取引を行う前に当社の定める必要証拠金以上の額を取引証拠金として、本取引を行う前に当社が定める方法により、当社に預託するものとします。
- (2)未決済ポジションの評価損益が有効証拠金へ加減算されることを承諾するものとします。
- (3)未決済ポジションが決済された場合、ただちに売買差損益金<del>及び取引手数料が取引</del>預託証拠金に加減算され、スワップ<del>ポイント</del>は、確定後、<del>取引</del>預託証拠金に加減算されるものとします。
- (4)当社は、経済事情の激変等に伴い必要証拠金を予告なく変更できるものとし、必要証拠金を変更した場合、お客様の本取引における未決済ポジションの必要証拠金に対しても変更後の必要証拠金が適用されるものとします。

## 第18条(取引預託証拠金の返還)

当社は、本口座の有効証拠金が当社の定める未決済ポジションの 必要証拠金を超過する場合、取引預託証拠金の範囲内でお客様 から超過額の全部または一部の返還請求を受けたときは、返還請 求日から起算して4営業日以内に返還するものとします。

2. お客様は、<del>取引</del>預託証拠金の返還の取扱いについて、当社が 定める方法により行われることを承諾するものとします。

#### 第20条(ロスカット)

本取引において当社は、お客様の有効証拠金が必要証拠金を下回った場合、お客様へ事前に通知することなく、当社の任意によりお客様の計算において、お客様の未決済ポジションを反対売買により全て決済することができるものとします。

2. 前項により、当社が未決済ポジションを全て決済した結果、ロスカ

#### 現行

ットに設定した基準でのレートで約定しなかった場合でも、当社は損失額の限度を保証いたしません。

3. お客様が新たに取引証拠金を預託された場合でも、当該入金額の取引証拠金への反映が間に合わずロスカットにより未決済ポジションが決済されることがあることをお客様はあらかじめ承諾するものとします。

## 第23条(立替金の取扱い)

未決済ポジションの決済により売買差損失が発生し、当該損失が預託された取引証拠金を上回り立替金が発生した場合、お客様は2営業日後の15時までに本口座にご入金していただく必要があります。ご入金がない場合、当社は、履行期の翌日より履行の日まで年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受ける場合があります。

## 第25条(担保物の処分)

お客様が本約款に基づき当社に差し入れる取引証拠金を含む担保は、本取引を含むお客様と当社の間の全ての取引において、お客様が現在及び将来において負担する一切の債務に対する担保とします。

2. お客様が本取引に関して当社に負担する債務を当社が規定する期限までに履行しない場合、当社は事前に通知、催告を行わず、かつ必ずしも法律上の手続きによらないで、お客様が当社に差し入れた担保をお客様の計算において当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当するものとし、また当該充当を行った結果残債務がある場合は直ちに弁済するものとします。

# 第 29 条(利息)

当社は、お客様が当社に預託している取引証拠金その他本取引に 関する金銭に対しては、利息は付しません。

平成 25 年 11 月 11 日現在

#### 変 更 後

ットに設定した基準でのレートで約定しなかった場合でも、当社は損失額の限度を保証いたしません。

3. お客様が新たに取引証拠金を預託された場合でも、当該入金額の取引預託証拠金への反映が間に合わずロスカットにより未決済ポジションが決済されることがあることをお客様はあらかじめ承諾するものとします。

#### 第23条(立替金の取扱い)

未決済ポジションの決済により売買差損失が発生し、当該損失が預託された<del>取引</del>証拠金を上回り立替金が発生した場合、お客様は2営業日後の15時までに本口座にご入金していただく必要があります。ご入金がない場合、当社は、履行期の翌日より履行の日まで年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受ける場合があります。

# 第25条(担保物の処分)

お客様が本約款に基づき当社に差し入れる取引預託証拠金を含む担保は、本取引を含むお客様と当社の間の全ての取引において、お客様が現在及び将来において負担する一切の債務に対する担保とします。

2. お客様が本取引に関して当社に負担する債務を当社が規定する期限までに履行しない場合、当社は事前に通知、催告を行わず、かつ必ずしも法律上の手続きによらないで、お客様が当社に差し入れた担保をお客様の計算において当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当するものとし、また当該充当を行った結果残債務がある場合は直ちに弁済するものとします。

# 第 29 条(利息)

当社は、お客様が当社に預託している<del>取引</del>証拠金その他本取引に 関する金銭に対しては、利息は付しません。

平成 26 年 5 月 26 日